

統 計
茨 城

目 次

工業統計の持場	木村喬頼	(1)
官庁統計と銀行調査資料	山城隆	(4)
水鉄沿線の人口	水戸鉄道管理局	(6)
昭和41年事業所統計調査結果速報		(10)
昭和40年産米生産費		(16)
毎月勤労統計調査結果速報(8月)		(17)
改訂される県民所得標準方式	宇留野真一郎	(18)
農業基本調査結果概要(41年2月)		(22)
近年の最低となつた農家現金所得の伸び		(24)
第17回全国統計大会開く		(26)
第17回茨城県統計図表コンクール入選作品		(28)
統計図表コンクール作品の審査を省みて	田中文司	(29)
県内産業の展望	横須賀弘	(32)
統計スナップ		(34)
茨城県常住人口		(37)
昔のくらしと今のくらし		(40)
水戸市の消費者物価		(41)
統計漫歩	田中二三四	(42)
近着統計資料案内		(43)
統計と栄養	長田雅光	(44)

工業統計の持場

—進むべき方向—

通商産業省 工業統計課長 木村 喬 頼
調査統計部

工業統計調査を毎年実施している責任者として、工業統計のありべき姿をどう考えて行くか、工業統計の拠り所となる持場はいつこにありや、価値の体系に占める地位をどうとらえるか、そして、今後の進むべき方向はどこかということについて、一面からみた特色を通じて感じていることを掘り下げてみたい。

基本的な大調査であるということ

工業統計調査は、日本全体の工業を悉皆で調査し、日本経済全体の生産活動に関する基本的な資料を提出しよとするものである。しかも、それは国勢調査に次ぐ基本的な調査で、明治以来の伝統を背景として年々歳々連続して作られてきており、やり方も大々的でまさしく工業に関する国勢調査といえることができる。

その調査の実施は、長年の間培われた全都道府県および市町村の職員と知事の任命する5万人余の慣れた工業関係者の調査網を毎年大動員してすべての事業所について行なうもので、しかも、その妥羅的な点は唯一のものである。また、その内容の性格からいっても基本的なものである。

悉皆調査であるという特色

まず、その包括的な悉皆調査という特色から、わが国経済全体の姿が映し出され、それによつて国際比較も可能となつて自分を見定めるよすがとなり、経済面でのわが国の国力の地位が自覚されるとともに、内にあつてはわが国経済の全体的観察をする場合の基礎資料として産業連関表作成、指数作成等のデータに活用されたりその構造的把握に糸口を与えることになる。また、これとともにこの悉皆調査という特色からもう一つ重要な役割を果している点は、他の調査を行なう場合の母集団等

他調査の根幹としての作用を果しているということである。

(i) 日本経済の構造的把握の仕方として工業統計の仕組みは、必要な調査項目について 1 産業別（中分類別細分類別等） 2 規模別（従業者別、資本金別等） 3 地域別（都道府県別、工業地域別等）の三つを柱として俯瞰できるように、いろいろの組み合わせで表彰しており、この三つの観から時に応じ、事に処して、重点的に日本経済の構造的把握に突っこむことができる体制にある。

(ii) 他調査の根幹としての働きの一つである母集団としての機能では、ある一定地区ある一定規模対象あるいはある一定調査事項についての特定目的調査を行なう場合の対象把握とか、中小企業総合基本調査を行なう場合等のサンプル設計とかには、これなくては精確な調査が出来ないのである。

そのほか、他調査の根幹としての働きとしては、センサスによつて大局的観点からの問題を把握し、それで焦点を合わせてさらに詳細な特定目的の実態調査の拠り所とするわけである。

時系列が使命であるという特色

次に、工業統計調査は、また、明治以来数十年にわたる長い歴史の尾をもつ統計で、わが国の経済状況の変遷を長期にわたつて観察する場合の唯一の資料であるということである。また、長い蓄積の歴史にがっちり裏打ちされた、頑丈な大黒柱であるということである。

この長い歴史の尻尾を引摺っているという特色から、時系列が重視され、その時々々の目先の現象に左右されない、基本的な流れを把握することが使命となつてくる。したがつて、調査項目も後に述べるように基本的事項に

限定されてくるわけであり、その改正についても慎重に過去、現在、将来の波及を考えた上で決める必要があるわけである。

調査事項に限界があるのも本質的な問題

このようにして横の拡がりを見れば包括的な悉皆調査であり、縦を見れば長い歴史を有する時系列を持った調査であるという特色から、その調査項目も基本的な事項に限定せざるを得なくなる。

即ち、一つは大々の調査であるため実施面から最前線の実施者にも理解しやすく、小規模の申告者にも誤まりなく記入し易いように項目を限定することが必要であり一つは時系列でみて経済の流れが掴めるような基本的な骨組みの項目（資本金、従業者、賃金給与、出荷、在庫原材料、燃料動力、機械設備など）であることが必要となつてくる。

したがって、経済の大きな骨組みを見るという観点からは付随的な項目、即ち、特定目的をもつた虫眼鏡的な項目、一回限りの複雑な内容の項目等はセンサスとしては不適當であり、別個の実態調査によるべきであるということになる。これらはいわばセンサスにとつて脆肉であり、切捨てるべきものである。

高い次元の調査であるということ

—工業統計の持場—

センサス次元と実験調査次元とが違ふということは、抑々、センサスによつて経済事象を把握しようとする場合は、大局を見るのに使えるのであつて、望遠鏡的な見方が必要であることにもとづく。

それは、経済の骨格をみるという前述の工業統計自体のもつ特色のほか、年々をみる年間の調査であるということにもよるのであつて、一年の中の月々の変動は捨象されて数字に上つてくるため、年々の比較、数年の趨勢それによる見透しは分るが、それ以下のデリケートな動きは掴むことはできない。

目先の問題処理に直ちに役立つというのではなく、その処理に當つて別の次元からの方向示唆を与える点で役

立つのであり、あるいは、高度なガイドポスト政策立案等の基礎資料として花が咲くのであり、いわば、高次元の調査であるということである。当面的的問題の次元でなく戦略的問題の次元での調査なのである。したがって、センサスによる見方、分析の仕方というものがあつて、これはセンサスの持つ宿命であり、ここにセンサスの分野がある。いいかえるならば、高次元の捨象した総合的な観察の次元において、精密にしては筋を示し、大綱を指示するという基調が身上にある。結局は、基礎的なところに深遠な意味があり、光りする価値があり、いざ鎌倉という時に光を放つのであるし、また、それでよいのであり、そこに工業統計の持場があると考えられる。

この点工業統計の本来あるべき所を見極め、平素からその素地を磨くようにしなければならない。その発生、活動、消滅の基本項目の動向、そこから見える全体の見透しを深く、かつ、よりよく洞察できるように平素から工夫し、磨くのが必要なのである。

心懸くべき点

その為には、一つは工業統計による経済の見方、その仕方を研究し、基本項目をいかに組み合わせて見れば経済の底流を察知できるか、経営事象の知見を一つづつ解いて逆に解き方からこれでよいかどうかの修理、改善如何と磨きをかける必要がある。

工業統計が光りを放つ設計を前提として前向きに創られて行かなければならない。しかも、より利用性に応えるために、色々な問題意識に共通な要素を適切に織り込む必要があり、それも、社会とともに段々複雑になつてきている。そこで、対処するためにも、工業統計を利用する経済学者や分析機関の衆知を集めて努力することが必要だと感ずるのである。

企業統計への胎動

最後に、今の工業統計は日本全体の生産活動を

書を発した関係上、調査技術上の関係もあつて事業
を立て調査しているが、最近の中小企業問題がクロー
アップされるにつれ、それでは不十分となり、工業統
計の今日的あり方として企業統計の色彩が強く要望され
てきた。

昭和35年統計審議会の「統計の整備について」の答申
において、先ず、さしあたり企業統計を整備すべきであ
るとして「現行センサスの企業統計への再編成」をその
の具体的方法として打ち出し、従来のセンサスをそ
のまま名寄せするのではなく、企業単位の結果表ができ
ることを前提として、本社票には企業調査項目をとり、
それ以外の事業所については、本社との関係がとれる事
業所ベースの項目をとるよう基本的考え方を進展させる
べきであると答申した。

そして、これによつて従来の事業所単位集計も存続す
ることが出来、現行センサスの長い歴史を中断すること
を維持することができるし、しかも、企業統計を整備
することもできるとした。

この考え方は、工業統計についてはそれ以前から胎動
を始めていて、すでに昭和31年に本所、本店調査票（丙調
査票）をとることに決め、それを利用して昭和37年からは
事業所ベースの再編成による「企業編」を刊行してきて
いるのである。

この「企業編」では、現行調査票がもつ企業としての
統計標識別（経営組織別、資本金階層別等）に再集計し
たもので、産業面、品目面からみた企業の専業、兼業の
状況、したがつて物の面から見た企業の集中度や、本社
本店、傘下工場の保有状況、それら本社、工場の地域別
分布状況等の情報が得られ、事業所の企業的把握が可能
となつて、経済活動を観察するのに役立つている。

ただ、その本社、本店調査票は、経済の主体たる企業
の全活動を十分に把握できる項目、とくに資金面の活動
は調査していないため、あくまで物の面からみた本社、
本店調査であり、生産活動の把握のみで企業統計という
には一面的のものでありすぎる。ここに中小企業総合基
本調査（32年、37年、41年）（サンプル調査）のような
企業経営の格差と問題点を重点的にみようとする特別の
企業統計的調査も生れてくる素地があるのである。

今後は、この本社、本店調査票を企業統計としてどの
ように充実せしめるか、どのように他の企業統計的調査
との調整をつけていくか、統計全体として、どのよう
にして企業を中心とした物の面と資金の面との両面をが
つちり把握できるようにするか、即ち、経済の実体を適確
に反映できる企業の統計体系を組み立てるかが、重要な
課題となつてくると予感するのである。



官庁調査資料と銀行調査資料

常陽銀行 調査課長 山城 隆
企画調査部

常陽銀行では毎年茨城県内のボーナス支給額とそのボーナスの用途について調査している。

1) は全国ならびに茨城県のボーナス支給額の推移である。

まずボーナス支給額のはうは次のとおりである。(表

(表1) 全国ならびに茨城県のボーナス支給額推移

	全国支給総額		茨城県内支給額(百万円)			
	(億円)	前年比	総額	前年比	うち民間企業	前年比
39年 {夏 季末 年 末	7,010	17%	6,518	—	3,997	—
	9,850	13%	11,039	—	6,061	—
40年 {夏 季末 年 末	8,020	14%	7,979	22.4	4,810	20.3
	11,000	12%	11,938	8.1	6,359	4.9
41年 {夏 季末 年末予想	9,200	15%	8,897	11.5	5,234	8.8
	13,200	18%	14,002	17.3	7,492	17.8
調査機関	日本勧業銀行		常陽銀行			

茨城県内のボーナス支給額の内訳については、(表2) のようになる。このうち国家公務員(公労法関係

を含む)と地方公務員については財政資金収支よりできるが、民間企業の方はなかなか試算が難しい。

(表2) ボーナス支給総額の内訳

	国家公務員		(県、市町村) 地方公務員		民間企業		合計	
	(百万円)	前年比(%)	(百万円)	前年比(%)	(百万円)	前年比(%)	(百万円)	前年比(%)
39年 {夏 季末 年 末	911	—	1,610	—	3,997	—	6,518	—
	1,807	—	3,171	—	6,061	—	11,039	—
40年 {夏 季末 年 末	1,112	22.1	2,057	27.8	4,810	20.3	7,978	22.4
	2,089	15.6	3,490	10.1	6,359	4.9	11,938	8.1
41年 {夏 季末 年末予想	1,307	17.5	2,356	14.5	5,234	8.8	8,897	11.5
	2,410	15.4	4,100	17.5	7,492	17.8	14,002	17.3
調査機関	日本銀行代理店		県出納事務局		常陽銀行			

(表3) 民間ボーナス推計

		労働者数(人)	平均賞与(円)	支給総額(千円)
39年	6月	171,903	18,009	3,095,801
	7月	171,446	5,259	901,635
	12月	172,888	35,057	6,060,935
40年	6月	173,842	20,679	3,594,879
	7月	172,659	7,038	1,215,174
	12月	170,052	37,397	6,359,425
41年	6月	170,578	22,603	3,855,575
	7月	170,408	8,091	1,378,771
	(予想)12月	171,000	43,812	7,491,822

(表3)はその推算である。この表についての資料は
 ありである。

調査者は「毎月勤労統計調査」の各月末集計であ

賞与はやはり「毎月勤労統計調査」のうち特別給

与から試算したもので、該当月の「特別給与」からそ
 れ以外の「特別給与」の平均を差引いたものである。
 もちろんいずれも税込み額であり実質手取りはこれより
 ずつと下回り、また今年12月の方は予想である。

(表4) 茨城県内におけるボーナス使途割合の推移

	消 費 (%)	貯 蓄 (%)	月賦, その他 (%)
39 年 年 末	39.2	34.9	25.9
40 年	夏 季	40.3	26.5
	年 末	41.2	21.3
41 年	夏 季	41.6	22.9
	年 末 予 想	40.5	21.0

(表4)は茨城県内におけるボーナス使途割合の推移
 であるが、消費の態度に注目したい。40年末と39年末の
 消費は1.7%低下しており、40年夏季と41年夏季
 消費では1.7%上がっていることである。

景況の風の吹き荒れた昨年歳末を回想するとその影響
 ここにも現われている。前記(表2)でも40年年末は
 消費全体では8.1%増加しているが、民間企業では4.9
 %増加に止まり、(表3)で民間企業労働者は年間
 収入も減少していることが如実に示していよう。こ
 れが40年歳末の「暮の大売出し」商戦が暗いム
 ードに終わった大きな原因だつたわけである。

その反動かもしれないが今年の夏季の消費ぶりは景気
 回復を敏感に反映しているものと考えられる。

しかも歳末、夏季と通じて貯蓄性向が高いのはおどろ
 きである。貯蓄といつても郵便貯金もあることだ
 が、社内預金もあることなのだが銀行預金、信託などの
 預金が多く、一般に長期預金が多いという結果が出てい
 る。銀行預金といつても常陽銀行ばかりではないことだ
 が誤解のないように。

官庁調査で収入、消費関係の調査資料としては総理府
 調査局から「都市勤労世帯収入調査」(臨時特別)(単

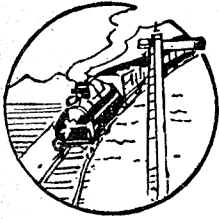
身世帯)家計調査」「貯蓄動向調査」等々、厚生省から
 「国民生活実態調査」等、労働省から「離職者世帯家計
 調査」等、経済企画庁から「国民生活白書」国民生活研
 究所から「五分位階層別現金実収収入調査」国税庁から
 「個人所得の階級別分布調査」農林省から「農家経済調
 査」など多数の統計が発表されている。

県統計課からは「県内生産所得」「県民分配所得」
 「県民個人所得」「県民個人支出」「勤労者月別平均勞
 働賃金」などの調査資料も発表されている。

けれども官庁統計はスケールの的にも大規模で民生政策
 のためあるいは徴税資料(国税庁関係)としての目的の
 ものが多いだけに勤労者自身の消費もしくは貯蓄につい
 ての傾向ということになると、どうも委曲をつくせぬ憾
 みがないでもないようだ。

そういう点では常陽銀行が行なっている調査資料は多
 分役に立ち得るのではないだろうかと考えている。

さいわい統計資料の集計については2年前から電子計
 算機を利用して、分類、集計ができるようになったので
 結果発表もスピーディにできることだから諸官庁調査結
 果に加味させてご利用ねがえれば幸いです。



水鉄沿線の人口

水戸鉄道管理局営業部

昭和40年10月1日に行なわれた国勢調査の結果をもとにして水鉄沿線の人口について紹介したい。ただし、ここに収録した沿線人口は、駅の所在する市町村人口に限ったので、駅によつては実状にそわないところもある。水鉄総体では、線区別にみる場合は、隣接する駅相互間の駅勢境界についてほとんど考慮する必要がなくなるし、また駅勢範囲駅のとりかたの過不足が相殺されて、実体にあつたものが表われていると考えられる。

1 沿線各県の人口

まず、水鉄沿線各県の人口をみると、表1のとおりで35年にくらべると、茨城、栃木、宮城、各県は若干増加し、福島県だけ3.3%減少した。全国の人口増加率5.2%にくらべるとまことに低いが、これは新聞などで承知しているように、わが国における人口が東京、大阪などの大都市に集中する傾向が強いためである。

新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法などにより、各地方に工業開発を中核とした都市づくりが行なわれているのは、こうした大都市への人口集中を防ごうということにある。水鉄管内でも、これらの法律にもとづいて、常磐地区や、鹿島地区などの工業開発が進められているので、今後は、次第に人口の伸びが大きくなつていくものと期待される。

表1 県別人口

県別	昭35	昭40	増加数	増加率
茨城	2,047,024	2,056,154	9,130	0.4%
福島	2,051,137	1,983,754	△67,383	△3.3%
栃木	1,513,624	1,521,656	8,032	0.5%
宮城	1,743,195	1,753,126	9,931	0.6%
全国	93,418,501	98,274,961	4,856,460	5.2%

2 沿線人口

(1) 水鉄の沿線人口(表2)は179万人

40年10月現在の沿線人口は、178万6千人で、35年にくらべ約1万人増加した。30年から35年の場合は、約3万人の増加をみているので、かなり伸びが鈍化したこと

がわかる。

自動車の進出もさることながら、水鉄における定額乗車人員の伸び悩みは、こうした人要因もかなり影響しているとみられる。

(2) 常磐線の沿線人口は124万人

沿線人口を線区別にみると常磐線は123万9千人で、35年にくらべ約3万人増加した。常磐線のうち復興線の藤代、草野間は約100万人(35年にくらべ約5万人増)で、これは水鉄沿線人口の55%にあたる。

常磐線四ツ倉・互理間や、支線区はいずれも35年にくらべ減少しており、沿線経済の特徴が、この面にもよく表われている。

表2

(単位・人)

線別	昭30.10.1	35.10.1	40.10.1	35年増減
合計	1,747,689	1,776,376	1,785,850	38,161
常磐線計	1,151,222	1,206,558	1,239,112	54,890
(藤代~草野)	870,376	938,840	988,307	57,924
(四ツ倉~互理)	280,846	267,718	250,805	△13,131
水郡線計	285,346	273,360	260,722	△24,624
水戸線計	165,510	159,397	157,697	△5,813
真岡線計	129,726	121,883	113,817	△5,909
磐越東線計	15,875	15,178	14,502	△1,373

(3) 人口は鉄道沿線に集中

茨城県における水鉄の沿線人口は104万6千人で、総人口の51%を占める。35年には100万3千人であったことから、国鉄沿線への人口集中化がさかんにかまつたことがわかる。

表3

年別	茨城県総人口(A)	水鉄沿線人口(B)	沿線人口が占める割合(B/A)
昭35	2,047,024	1,003,434	49.0%
// 40	2,056,154	1,046,133	50.9%

沿線の市町村で人口及び人口密度の1位は日立市、2位の百線で人口が一番多いのは日立市で、40年10月現在、703人(35年にくらべ18,477人増)、2位は水戸線154,983人(15,594人増)、人口10万人以上はこれをみるだけである。

人口密度が最もたかいは、やはり日立市で1,178人、茨城県内の市町の1,115人、3位は水戸市の1,062人、人口10万人以上はこの3市だけである。

人口増加率の1位は勝田市、昭和35年～40年の人口増加率が最もたかいは勝田市の18.5%であり、東海村の18.5%がこれに次いでいる。

茨城県兵通りでは、ただ1つの人口増加都市となつて、水戸線の増加率は11.2%で日立市(11.5%)、水戸線(11.2%)とはほぼ同率である。

勝田市は首都圏整備法にもとづく市街地開発区域、磐城野田は新産業都市建設促進法の指定区域であり、東海村については説明の必要もなからう。

3 人口1人当り定期外旅客乗車回数

沿線人口を紹介したついでに、人口1人当りの定期外旅客乗車回数(年間乗車人員を人口で割つたもの)を付記する。

沿線人口1人当りの乗車回数な、表4のとおりで、水戸線は14.1回となつている。線区別にみると、常磐線は14.1回でもつとも多く、水戸線が13.3回、他の線区は10回以下であり、複線区間を除き、乗車回数は減少の傾向がある。

乗車回数の増減には諸種の要因があるが、これまでのところによると、一般的に言つて、二、三次産業の就業人口が多い地方(これは所得の多いことにもつながる)ほど乗車回数がたかく、農村地帯は低い。また、バスなどの他の運輸機関が並行しているかないいかも、かなり異なる。

乗車回数を駅別にみる場合は、駅勢範囲のとり方によつても異つてくるので、多い少ないの比較は必ずしも妥当なものとならない。しかし、時系列的に増減をみるのであつたらさしつかえないと思う。

表4 沿線人口1人当り乗車回数(定期外旅客)

線 別	昭 30	35	40
合 計	12.5	13.7	14.1
常 磐 線	14.2	15.5	16.0
(藤代～草野)	15.2	16.6	17.1
(四ツ倉～亘理)	11.1	11.7	11.7
水 郡 線	8.6	10.1	9.4
水 戸 線	12.4	13.5	13.3
真 岡 線	5.5	6.2	6.2
磐 越 東 線	10.8	8.8	7.5

参考までに、水戸市の人口1人当り乗車回数を表5に示した。水戸～小山間に、この地方で初めて鉄道が開通した当時は、わずか2.7回であつたものが、戦前安定期の昭和11年には13.4回となり、さらに現在の25.9回にふえてきた姿を、いろいろな意味でながめてほしい。

水戸市の1人当り乗車回数

年度別	水 戸 市		水 戸 駅	乗車回数
	面 積	人 口	定期外旅客乗車人員	
明治26年	6.17 <small>km²</small>	26,099 人	71,491 人	2.7 回
大正5年	//	46,555	315,689	6.8
昭和11年	13.26	63,713	856,290	13.4
// 40年	145.96	154,983	4,009,796	25.9

(注) 1 明治26年の乗車人員は茨城県統計書による。
2 昭和40年度の定期外乗車人員は赤塚駅の分を含む。

沿線人口の占める割合

県 別	総 人 口		水 鉄 沿 線 人 口		水鉄沿線人口の総人口に占める割合	
	35 年 (A)	40 年 (B)	35 年 a	40 年 b	35 年 a/A	40 年 b/B
茨 城 県	2,047,024 人	2,056,154 人	1,003,434 人	1,046,133 人	49.0 %	50.9 %
福 島 県	2,051,137	1,983,754	610,825	588,300	29.8	29.7
栃 木 県	1,513,624	1,521,656	118,293	110,194	7.8	7.2
宮 城 県	1,743,195	1,753,126	43,824	41,223	2.5	2.4

	世 帯 数 及 び 人 口 (国勢調査)						昭35～40 人口増加
	昭30.10.1	35, 10. 1		40. 10. 1		昭35～40 人口増加	
	人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口		
合 計	555.2 (100.0)	363,076	1,776,376 (100.0)	398,780	1,785,850 (100.0)	9.4%	
常 磐 線 計	305.7 (65.9)	253,777	1,206,558 (67.9)	285,401	1,239,112 (69.4)	32.5%	
(藤代～草野)	179.6 (49.8)	203,031	938,840 (52.8)	233,139	988,307 (55.3)	49.4%	
(四ツ倉～亘理)	126.1 (16.1)	50,746	267,718 (15.1)	52,262	250,805 (14.1)	△15.9%	
水 郡 線 計	147.0 (16.3)	51,816	273,360 (15.4)	53,401	260,722 (14.6)	△12.2%	
水 戸 線 計	50.2 (9.5)	30,990	159,397 (9.0)	33,180	157,697 (8.8)	△1.7%	
真 岡 線 計	42.0 (7.4)	23,337	121,883 (6.9)	23,555	113,817 (6.4)	△5.3%	
磐 越 東 線 計	10.3 (0.9)	3,156	15,178 (0.8)	3,243	14,502 (0.8)	△5.2%	
茨 城 県 内 計 (55駅+無配置9駅)	(54.4)	211,266	1,003,434 (56.5)	239,667	1,046,133 (58.6)	2.9%	
福 島 県 内 計 (44駅+無配置3駅)	(35.7)	121,545	610,825 (34.4)	128,362	588,300 (32.9)	△2.5%	
栃 木 県 内 計 (8駅+無配置2駅)	(7.2)	22,657	118,293 (6.6)	22,865	110,194 (6.2)	△8.7%	
宮 城 県 内 計 (4駅)	(2.7)	7,608	43,824 (2.5)	7,886	41,223 (2.3)	△2.6%	

定期外乗車人員			人口1人当り乗車回数 (年間)			営業キロ 1キロ当り人口
昭和30年度	35	40	昭和30年度	35	40	昭和40
人 (100.0)	人 (100.0)	人 (100.0)	回	回	回	人
21,799,053	24,410,998	25,232,127	12.5	13.7	14.1	3,217
(75.0)	(76.6)	(78.5)				
16,350,615	18,694,585	19,808,059	14.2	15.5	16.0	4,053
(60.8)	(63.8)	(66.8)				
13,246,511	15,568,779	16,867,116	15.2	16.6	17.1	5,503
(14.2)	(12.8)	(11.7)				
3,104,104	3,125,806	2,940,943	11.1	11.7	11.7	1,989
(11.3)	(10.8)	(9.8)				
2,462,500	2,628,650	2,458,723	8.6	10.1	9.4	1,773
(9.6)	(9.0)	(8.5)				
2,099,890	2,193,160	2,153,575	12.4	13.5	13.3	3,141
(3.3)	(3.1)	(2.8)				
714,132	761,695	703,392	5.5	6.2	6.2	2,710
(0.8)	(0.5)	(0.4)				
171,916	132,908	108,378	10.8	8.8	7.5	1,408
(62.1)	(66.0)	(68.9)				
13,540,339	16,108,983	17,370,231	14.3	16.1	16.6	—
(33.1)	(29.4)	(27.0)				
7,221,557	7,191,149	6,815,955	11.6	11.8	11.6	—
(3.1)	(3.0)	(2.7)				
673,260	725,688	681,976	5.3	6.1	6.2	—
(1.7)	(1.6)	(1.4)				
363,897	385,178	362,965	7.8	8.8	8.8	—

昭和41年事業所統計調査結果速報

茨城県開発部統計課

1 概 況

昭和41年7月1日現在の県内事業所数は83,191で、経営組織別にみると、民営のものが80,664、公営が1,885、公共企業体が642で民営が大半である。

産業別にみると、農林水産業事業所が177、農林水産業以外の事業所は83,014であるが、農林水産業以外の事業所について38年調査時と比較してみると、3,959事業所が増加し5.0%の伸びとなる。これは38年の8.3%よりは低率であるが、前々回35年の3.0%を上回り、これらのはば中間の伸びとなつている。

2 産業別の状況（農林水産業を除く）

83,014事業所のうち、約半数の50.7%が卸売業・小売業で、サービス業（23.5%）、製造業（11.4%）、建設業（10.0%）などがこれに次ぎ、これらの4種類だけで全体の95.6%を占めている。

伸び率の高いものをひろつてみると、不動産業の42.9%が最も高く、電気・ガス・水道業（12.4%）、建設業（11.9%）などがこれに次いでいる。一方、事業所数で第1位の卸売業、小売業は3.8%、第2位のサービス業は2.5%とそれぞれ平均の5.0%を下回り、鉱業は8.5%の減少となつている。

不動産業の伸びは民営事業所の増加によるものであるが、38年には圧倒的な伸びを示しており、開発ブームや

住宅不足などの関係から、その後も好調な増加を続けているといえよう。電気・ガス・水道業の増加は、公営事業所の伸びが大きかつたためであるが、建設業では民営事業所の増加が最も大きい、民営も国営、公共企業体も大きく増加している。

（付図1） 産業別構成表

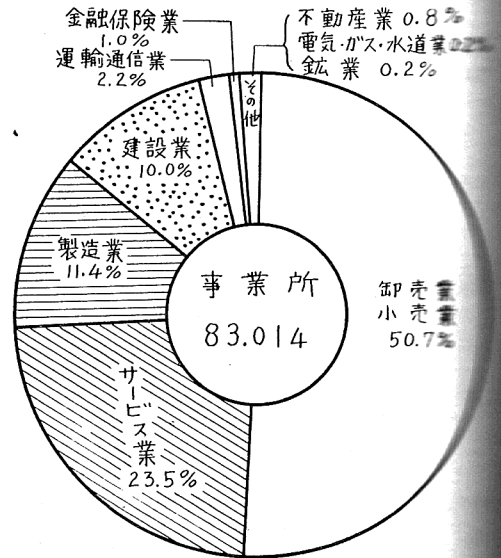


表1 産業大分類別事業所数の構成と推移

区 分	事業所数			構 成 比			増 加 数		増 加 率	
	35年	38年	41年	35年	38年	41年	38年—35年	41年—38年	38年/35年	41年/38年
全 産 業	72,989	79,097	83,191	—	—	—	6,108	4,094	108.4	—
農 林 水 産 業	—	42	177	—	—	—	42	135	—	—
非農林水産業計	72,989	79,055	83,014	100.0	100.0	100.0	6,066	3,959	108.3	—
D 鉱 業	218	223	204	0.3	0.3	0.2	5	△ 19	102.3	—
E 建 設 業	6,008	7,387	8,265	8.2	9.3	10.0	1,379	878	123.0	—
F 製 造 業	7,590	8,801	9,481	10.4	11.1	11.4	1,211	680	116.0	—
G 卸売業・小売業	38,282	40,510	42,066	52.5	51.2	50.7	2,228	1,556	105.8	—
H 金 融 保 険 業	717	768	833	1.0	1.0	1.0	51	65	107.1	—
I 不 動 産 業	138	448	640	0.2	0.6	0.8	310	192	324.6	—
J 運 輸 通 信 業	1,559	1,749	1,864	2.1	2.2	2.2	190	115	112.2	—
K 電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	136	145	163	0.2	0.2	0.2	9	18	106.6	—
L サ ー ビ ス 業	18,341	19,024	19,498	25.1	24.1	23.5	683	474	103.7	—

表2

産業大分類, 経営組織別事業所数

区 分	民 営			公 営			国営・公共企業体		
	35年	38年	41年	35年	38年	41年	35年	38年	41年
全 産 業	70,819	76,830	80,664	1,616	1,688	1,885	554	579	642
農 林 水 産 業	—	42	117	—	—	8	—	—	52
非農林水産業計	70,819	76,788	80,547	1,616	1,688	1,877	554	579	590
D 鉱 業	218	221	204	—	2	—	—	—	—
E 建 設 業	5,905	7,278	8,133	71	80	100	32	29	32
F 製 造 業	7,579	8,790	9,471	7	8	6	4	3	4
G 卸売業・小売業	38,257	40,485	42,041	3	3	3	22	22	22
H 金 融 保 険 業	713	763	818	4	5	15	—	—	—
I 不 動 産 業	120	408	603	18	40	37	—	—	—
J 運 輸 通 信 業	1,084	1,225	1,321	16	40	52	459	484	491
K 電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	109	100	107	27	45	56	—	—	—
L サ ー ビ ス 業	16,834	17,518	17,849	1,470	1,465	1,608	37	41	41

3 従業者総数規模別の状況（民営）

農林水産業以外の民営事業所について、従業者総数規模別にみると、80,547事業所のうち、全体の80.3%が1～4人の規模で占められ、5人～9人の規模の10.9%を加えると10人未満で91.2%となり、小規模事業所が圧倒的に多い。産業別にみると、10人未満の小規模事業所が多いのは、不動産業（96.0%）、卸売業、小売業（95.9%）、サービス業（94.3%）、建設業（90.8%）

などである。

伸び率の高いのは、30人～49人の規模で40.0%と最も高く、100人～299人の35.3%がこれに次いで高い。これに対して1人～4人の規模は1.0%とわずかな伸びに止まり、構成比の推移からみても低下の傾向を示しているのに5人以上の規模では、どの規模でも構成比が高くなつてきており、規模の拡大化が進んでいるのではないかと思われる。

(付図2) 従業者総数規模別構成

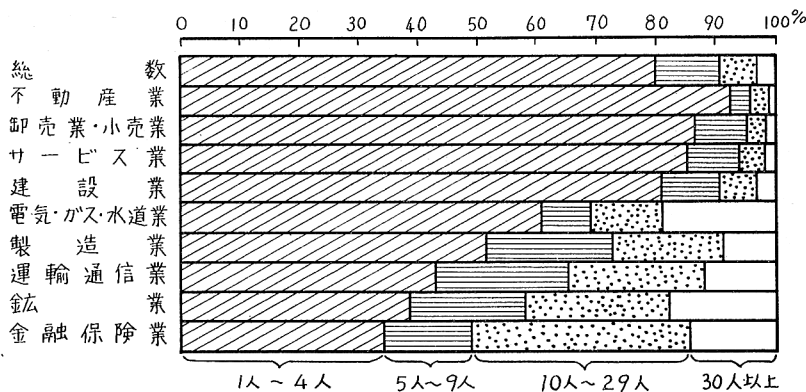


表3

従業者総数規模別事業所数の構成と推移（民営）

区 分	事業所数			構 成 比			増 加 数		増 加 率	
	35年	38年	41年	35年	38年	41年	38年— 35年	41年— 38年	38年/35年	41年/38年
総 数	70,819	76,788	80,547	100.0	100.0	100.0	5,969	3,759	108.4	104.9
1人～4人	60,465	63,969	64,631	85.4	83.3	80.3	3,504	662	105.8	101.0
5人～9人	6,316	7,248	8,807	8.9	9.4	10.9	932	1,559	114.8	121.5
10人～29人	3,036	4,109	5,186	4.3	5.3	6.4	1,073	1,077	135.3	126.2
30人～49人	484	697	976	0.7	0.9	1.2	213	279	144.0	140.0
50人～99人	325	507	605	0.4	0.7	0.8	182	98	156.0	119.8
100人～299人	139	201	272	0.2	0.3	0.3	62	71	144.6	135.3
300人以上	54	57	70	0.1	0.1	0.1	3	13	105.6	122.9

（注）農林水産業を除く。

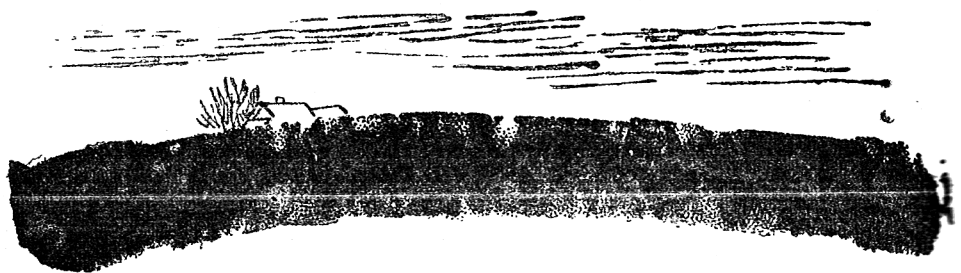
4 地域別の状況

県内を県北、鹿行、県南、県西の4地域に分けてみると、83,014事業所のうち、県北が43.4%、県南24.1%、県西23.9%、鹿行8.6%となり、県北が最も多い。

伸び率では県南が6.6%、県北が4.6%、鹿行が4.4%、県西が4.3%で、県南の伸びが目立って高く、他の3地域には大きな差はみられない。

市部、郡部別にみると、市部は41,710事業所、郡部は41,304事業所であり差はないが、伸び率では市部5.3%、郡部4.7%で、市部が高い。

市町村別にみると、事業所数が増加した市町村は15、減少した市町村は25となつていますが、10%以上の増加を示したのは、市部では石岡市（11.6%）、笠間市（10.3%）の2市であるが、郡部では東茨城郡内原町の増加（10.3%）をはじめ、猿島郡総和村（25.9%）、稲敷郡阿見町（23.4%）、真壁郡大和村（23.4%）など20町村となつてゐる。一方、10%以上の減少を示したのは、市部では茨城市（△10.3%）、郡部では筑波郡谷和原村（△15.3%）、東茨城郡常北町（△15.3%）、那珂郡瓜連町（△12.1%）などである。



市町村別事業所数（農林水産業を除く）の推移

市町村別	事業所数			対前回比(%)	
	35年	38年	41年	38/35	41/38
総数	72,989	79,055	83,014	108.3	105.0
市部計	36,555	39,613	41,710	108.4	105.3
郡部計	36,434	39,442	41,304	108.3	104.7
水戸市	6,703	7,224	7,887	107.8	109.2
日立市	4,839	5,786	6,295	119.6	108.8
土浦市	3,722	4,025	4,345	108.1	108.0
古河市	2,397	2,603	2,733	108.6	105.0
石岡市	1,842	1,926	2,150	104.6	111.6
下館市	2,507	2,616	2,645	104.3	101.1
結城市	1,884	1,988	1,910	105.5	96.1
電ヶ崎市	1,468	1,465	1,511	99.8	103.1
那珂湊市	1,583	1,584	1,627	100.1	102.7
下妻市	1,235	1,460	1,576	118.2	107.9
水海道市	1,702	1,664	1,731	97.8	104.0
常陸太田市	1,575	1,635	1,586	103.8	97.0
勝田市	1,101	1,411	1,450	128.2	102.8
高萩市	948	1,079	1,167	113.8	108.2
北茨城市	1,773	1,840	1,650	103.8	89.7
笠間市	1,276	1,307	1,447	102.4	110.7
東茨城郡	4,168	4,328	4,381	103.8	101.2
常澄村	153	178	205	116.3	115.2
茨城町	706	717	659	101.6	91.9
小川町	454	478	517	105.3	108.2
美野里町	370	414	467	111.8	112.8
内原町	255	280	368	109.8	131.4
常北町	492	478	405	97.2	84.7
桂村	283	343	341	121.2	99.4
御前山村	355	312	306	87.9	98.1
大洗町	1,100	1,128	1,113	102.5	98.7
西茨城郡	1,785	2,080	2,191	116.5	105.3
友部町	582	659	727	113.2	110.3
岩間町	424	450	475	106.1	105.6
七会村	77	80	75	103.9	93.8
岩瀬町	702	891	914	126.9	102.6
那珂郡	3,185	3,433	3,509	107.8	102.2
東海村	323	412	493	127.6	119.7
那珂町	851	898	919	105.5	102.3

市 町 村 別	事 業 所 数			対 前 回 比 (%)	
	35 年	38 年	41 年	38/35	41/38
瓜 連 町	310	356	317	114.8	89.0
大 宮 町	666	721	743	108.3	103.1
山 方 町	434	440	442	101.4	100.5
美 和 村	306	317	312	103.6	98.4
緒 川 村	295	289	283	98.0	97.9
久 慈 郡	2,243	2,463	2,531	109.8	102.8
金 砂 郷 村	410	387	420	94.4	108.5
水 府 村	275	327	334	118.9	102.1
里 美 村	248	282	272	113.7	96.5
大 子 町	1,310	1,467	1,505	112.0	102.6
多 賀 郡	216	240	276	111.1	115.0
十 王 町	216	240	276	111.1	115.0
鹿 島 郡	3,480	3,803	3,958	109.3	104.7
旭 村	219	196	221	89.5	112.8
鉾 田 町	841	972	1,019	115.6	104.8
大 洋 村	187	214	231	114.4	107.9
大 野 村	290	341	329	117.6	96.5
鹿 島 町	682	721	693	105.7	96.1
神 栖 村	494	543	620	109.9	114.2
波 崎 町	767	816	845	106.4	103.6
行 方 郡	2,789	3,030	3,176	108.6	104.8
麻 生 町	692	824	909	119.1	110.8
牛 堀 町	349	394	420	112.9	106.6
潮 来 町	876	922	945	105.3	102.5
北 浦 村	364	395	428	108.5	108.4
玉 造 町	508	495	474	97.4	95.8
稻 敷 郡	3,105	3,349	3,567	107.9	106.5
江 戸 崎 町	524	538	532	102.7	98.9
美 浦 村	294	318	327	108.2	102.8
阿 見 町	512	532	658	103.9	125.7
牛 久 町	377	477	544	126.5	114.8
荃 崎 村	109	117	127	107.3	108.5
新 利 根 村	257	274	281	106.6	102.6
河 内 村	368	373	369	101.4	98.9
桜 川 村	350	354	342	101.7	96.1
東 村	314	364	387	115.9	106.1

町 村 別	事 業 所 数			対 前 回 比(%)	
	35 年	38 年	41 年	38/35	41/38
新 治 郡	2,161	2,399	2,609	111.0	108.8
島 村	406	544	622	134.0	114.3
三 里 村	112	132	141	117.9	106.8
八 千 郷 町	946	970	1,011	102.5	104.2
千 代 田 村	203	226	256	111.3	113.3
新 治 村	227	255	260	112.3	102.0
波 村	267	272	319	101.9	117.3
波 郡	3,420	3,401	3,484	99.4	102.4
各 田 部 町	755	802	863	106.2	107.6
伊 奈 村	309	306	346	99.0	113.1
各 和 原 村	278	272	226	97.8	83.1
里 町	570	530	522	93.0	98.5
波 町	1,023	1,027	1,021	100.4	99.4
大 穂 町	485	464	506	95.7	109.1
真 壁 郡	2,360	2,873	3,113	121.7	108.4
関 城 町	440	574	600	130.5	104.5
明 野 町	488	565	604	115.8	106.9
真 壁 町	950	1,120	1,201	117.9	107.2
大 和 村	151	209	258	138.4	123.4
脇 和 町	331	405	450	122.4	111.1
結 城 郡	1,916	1,937	2,023	101.1	104.4
八 千 代 村	789	763	747	96.7	97.9
下 千 川 村	315	319	353	101.3	110.7
石 下 町	812	855	923	105.3	108.0
猿 島 郡	3,589	3,882	4,118	108.2	106.1
和 村	366	448	564	122.4	125.9
五 霞 村	162	239	233	147.5	97.5
三 和 村	546	619	620	113.4	100.2
猿 島 町	410	436	442	106.3	101.4
岩 井 町	1,170	1,185	1,250	101.3	105.5
境 町	935	955	1,009	102.1	105.7
北 相 馬 郡	2,017	2,224	2,368	110.3	106.5
守 谷 町	328	411	415	125.3	101.0
取 手 町	995	1,078	1,193	108.3	110.7
藤 代 町	445	475	506	106.7	106.5
利 根 町	249	260	254	104.4	97.7

昭和40年産米生産費

(昭和40年産米生産費調査結果)

農林省茨城統計調査事務所

1 生産費

水 稲

水稲の県販売農家の平均生産費は、10アール当り、2万8,064円で前年にくらべて6.7%高(150キログラム当りでは9,699円で前年にくらべて9.5%高)となった。

10アール当り収量は434キログラムで、気象災害(生育初期の低温等)により前年にくらべて3.5%減収となっている。

陸 稲

陸稲の10アール当り生産費は、1万7,836円で前年にくらべて10.6%高(150キログラム当りでは、1万638円で前年より6.6%高)となった。

10アール当り収量は、251キログラムでごくわずかな増収となっている。

2 水稲費目的別内訳

前年とくらべ目立つのはつぎのとおりである。

生産費の6割をしめる労働費は、労賃の上昇により7.6%、農具費は5.5%とそれぞれ増加した。その反面畜力

費は動力農機具の普及(耕耘機14.9%、乾燥機39.7%、揚水機20.1%増加)により大巾に減少した。

10アール当り投下労働時間は、1,427時間で65時間減少した。これらは、一般的に天候にめぐまれ諸作業(特に収期穫)が順調に行われたことと動力使用時間が減少(5.7%)うち耕耘作業の0.8時間の増加によるものである。

3 収益性

水 稲

10アール当り粗収入は、米価の上昇により4万7,102円にくらべ3,836円(5.0%)の増加となった。したがって1日当りの家族労働報酬は、2,208円となり前年、1,808円より208円の増加となっている。

陸 稲

10アール当り粗収入は、2万7,938円で前年の2万5,102円にくらべ3,836円(15.9%)の増加となった。1日当りの家族労働報酬は、1,784円で前年の1,440円より344円の増加をしめし水稲の208円を上回った。

昭和40年産米生産費調査結果

費 目	水		稲		陸		稲	
	10アール当り	前年比	150kg当り	10アール当り費目割合	10アール当り	前年比	150kg当り	10アール当り費目割合
	円	%	円	%	円	%	円	%
種肥	320	120.3	111	1.2	234	76.5	140	
畜料	3,386	99.1	1,171	12.3	2,959	121.0	1,765	
諸材料	1,480	104.6	512	5.4	743	84.0	443	
水利除	812	126.9	281	2.9	—	—	—	
水防除	238	109.2	82	0.9	224	221.8	133	
建	408	99.5	141	1.5	346	74.7	206	
農具	3,293	105.5	1,137	12.0	2,428	99.3	1,448	
畜力	175	56.6	60	0.6	—	—	—	
労働賃	16,534	107.6	5,714	60.1	10,627	118.5	6,339	
燃料	842	97.6	291	3.1	277	114.5	165	
費用合計 A	27,488	105.6	9,500	100.0	17,838	112.4	10,639	
副産物価額 B	1,738	85.4	601	—	1,182	114.1	705	
第一次生産費 C = A - B	25,750	107.3	8,899	—	16,656	112.3	9,934	
本利子 D	1,063	100.6	368	—	693	82.3	414	
地代 E	1,251	100.0	432	—	487	110.2	290	
第二次生産費 F = C + D + E	28,064	106.7	9,699	—	17,836	110.6	10,638	
参 労働時間	142.7時間	95.8	49.3時間	—	88.8時間	98.1	52.9時間	
役畜使用時間	0.7	41.2	0.3	—	—	—	—	
動力	18.6	105.7	6.4	—	10.8	72.0	10.0	
収 量	434キロ	97.5	—	—	25.1キロ	103.7	—	
同上 価額	46,157円	106.1	15,952円	—	26,756円	116.0	15,959円	
考 1日当り家族労働報酬	2,016	111.5	—	—	1,784	123.9	—	
純 収 益	18,93	105.1	—	—	8,920	128.5	—	
1戸当り平均作付面積	アール 81.8	102.3	—	—	71.8アール	97.6	—	

産業別，常用労働者の1人平均月間現金給与額

(昭和41年5月分)

(単位円)

業 別	きまつて支給する給与			特別に支払われた給与			現金給与総額			日雇労働者等の1人1日平均現金給与額
	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	
数 (サービス業を除く)	33,893	17,310	29,106	1,774	976	1,544	35,667	18,286	30,650	615
業	33,405	13,085	31,692	10,252	4,486	9,766	43,657	17,571	41,458	565
設 業	31,940	16,377	29,657	—	—	—	31,940	16,377	29,657	745
造 業	32,514	15,460	27,216	759	841	785	33,273	16,301	28,001	655
食 料 品 製 造 業	35,234	16,498	27,709	1,105	1,293	1,181	36,339	17,791	28,890	—
織 維 工 業	32,630	15,644	19,469	4,496	5,647	5,388	37,126	21,291	24,857	710
衣 服・その他の繊維製品製造業	27,815	14,422	17,011	4,341	1,369	1,944	32,156	15,791	18,955	676
木 材・木 製 品 製 造 業	29,535	13,762	24,707	—	—	—	29,535	13,762	24,707	679
パ ル プ・紙・紙加工品製造業	38,623	16,377	35,666	15,909	3,340	14,239	54,532	19,717	49,905	958
出 版・印 刷・同 関 連 産 業	28,331	18,326	25,437	—	—	—	28,330	18,326	25,437	—
化 学 工 業	34,252	17,480	29,212	—	—	—	34,252	17,480	29,212	464
ゴ ム 製 品 製 造 業	23,821	13,942	18,420	—	—	—	23,821	13,942	18,420	—
窯 業・土 石 製 品 製 造 業	34,931	15,960	32,026	6	0	5	34,937	16,960	32,031	880
鉄 鋼 業	40,406	18,694	38,611	—	—	—	40,406	18,694	38,611	780
非 鉄 金 属 製 造 業	36,035	17,776	33,911	—	—	—	36,035	17,776	33,911	—
金 属 製 品 製 造 業	26,292	14,345	22,876	253	119	188	26,545	14,494	23,064	600
機 械 製 造 業	27,845	16,576	25,045	1,871	2,918	2,131	29,716	19,494	27,176	631
電 気 機 械 器 具 製 造 業	32,219	14,928	26,865	—	—	—	32,219	14,928	26,865	595
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	31,638	14,884	28,584	845	1,815	1,022	32,483	16,699	29,606	500
計 量 器・測 定 器・測 量 機 械・医 療 機 械・理 学 機 械・光 学 機 械・時 計 製 造 業	27,993	17,236	23,391	—	—	—	27,993	17,236	23,391	536
そ の 他 の 製 造 業 (武器, たばこ製造業を含む)	32,638	15,849	25,967	1,125	564	902	33,763	16,413	26,869	603
卸 売 業, 小 売 業	34,467	16,993	27,929	2,664	3,807	3,091	37,131	20,800	31,020	549
金 融, 保 険 業	37,027	24,287	30,355	1,618	766	1,172	38,645	25,053	31,527	—
不 動 産 業	27,377	13,547	25,053	—	—	—	27,377	13,545	25,053	—
運 輸 通 信 業	38,547	24,484	35,139	2,567	5	1,946	41,114	24,489	37,085	557
電 気, ガ ス, 水 道 業	44,841	21,149	42,577	—	—	—	44,841	21,149	42,577	—
多 理 業	28,397	14,683	27,211	587	439	574	28,984	15,122	27,785	—
医 療 保 健 業	54,890	30,132	40,546	—	—	—	54,890	30,132	40,546	—

改訂される県民所得標準方式(3)

県統計課企画係長 宇留野 真一郎

3 新しい県民所得の各勘定と系列

—その概念と内容—

前々回と前回の2回にわたって、県民所得がなぜ改訂されるか(改訂の背景)そして、その改訂はどのようなかたちで行なわれるか(改訂の概要)について述べてきたが、最後に、今回は新しい標準方式による県民所得の各勘定と系列について、その概念と内容のあらましを解説してみよう。なお、ここでは、推計方法については、とくに問題となる点を指摘するにとどめ、しわしい説明は別の機会にゆずることにする。

(1) 県民総生産と総支出勘定

新しい県民所得勘定の冒頭には、「県民総生産と総支出勘定」がかかげられる。この勘定は、前回の説明で表彰形式としてかかげた諸表のうち、「1 勘定表」の「(2) 県民所得分配勘定」以下「(6) 県外勘定」までの諸勘定を総合整理することによって作成されるいわゆる「総括勘定」である。

勘定表のすべてがそうであるように、この総括勘定も左右(借方、貸方)のバランスとして表わされる。まず左側の市場価格表示の県民総生産は、県民総生産費とも呼ばれ、県の居住者が一定期間に生みだした生産物の生産に要した費用の総額を示す。この総生産費は、要素費用(生産に関与した土地、労働、資本等の生産諸要素への支払い)としては握されるが、これは、受取側からみれば要素所得(分配所得)にはかならない。要素所得は、次の過程では、財貨サービスの購入として処分される。こうして、左側の総生産費は、右側の最終生産物の売上面を示す県民総支出に一致することになる。

〈県民所得〉

総括勘定について、もう少し詳しく説明しよう。総括勘定の左側(県民総生産の側)には、まず「県民所得」がかかげられる。この県民所得は、従来の県民分配所得に相当するもので、「要素費用表示の県民純生産」(生産要素への支払いの面からは握された純生産)を、意味している。なお、この県民純生産を、県という行政地域について、つまり属地的に、かつ生産面から示したものがあとで述べる「産業別県内純生産」(従来の県内生産所

得に相当)ということになる。

〈資本減耗引当など〉

県民所得、すなわち「要素費用表示の県民純生産」にこれに資本減耗引当と間接税を加え、経常補助金を加算することにより「市場価格表示の県民総生産」となる。こうして、右側の「市場価格表示の県民総支出」に一致される。

ここでは、要素費用表示の県民純生産にふたつ調整がなされている。そのひとつは「総生産」への調整であり、他は「市場価格」への調整である。まず、総生産(グロス)への調整は、生産にもなう資本減耗分を含まない純生産(ネット)としては握される県民所得にその資本減耗分を加えることを意味している。これは、右側の総支出のうち県内総資本形成が資本減耗引当を含まない「総投資」として計量されることに対応している。また、市場価格ベースへの調整は、上と同じ考え方で、右側の県民総支出が、(間接税—経常補助金)を含んだ市場価格で評価されているのに対応させるために行われるものである。

〈統計上の不突合〉

「統計上の不突合」は、基礎資料や推計方法が異なることによつて、所得面と支出面との間に生ずる計量の不一致を調整する項目である。この項目は、総生産(左側)と総支出(右側)のどちら側にかかかって調整されるわけであるが、国民所得勘定に準じて総生産の側で調整される。

〈県民総需要と総供給〉

これで、総括勘定の左側—県民総生産について説明済みだが、右側—県民総支出については、あとで詳しくのべる機会がある。なお、総括勘定の右側—県民総支出から「移入と県外への所得」を除いて、この左側—県民総生産に加えると、よく知られているように、それぞれ「県民総供給」(左側)および「県民総需要」(右側)としてバランスすることになる。

(2) 産業別県内純生産

「産業別県内純生産」は、一定期間(通常1年)に県内各産業部産の経済活動によつて、新たに付加された

(純生産物の価値)の貨幣評価額を産業別に示した。従来は、県内生産活動に対する各産業の寄与をあらわすものであり、各部門の生産に要した要素費用の総額に等しい。

純生産は、その名に示すとおり、属地的には掘さから、県内で生産された純生産物であれば、他県民として分配されるものも含むが、反面、県外からその源泉が他県の生産にかかわるものであればには含まれない。したがって、この他県との間の所差額(県外からの純所得)を属地主義による「純生産」に調整すれば、属人主義による「県民純(県民所得)」が求められることになる。

ここには、ここにいう生産には、農業や製造業などの物的ばかりでなく、金融、不動産業、公務などのサービスも含まれる。また、農家の自家消費にあてられるや所有者自身が使用する住居のサービスなどのよ貨弊と交換されない生産も評価されて含まれる。産業別県内純生産は、表章形式の2系列表の(1)に示すであらわされる。産業別の表示は、従来の県内生産と同様、日本標準産業分類の大分類を基本としている。製造業だけは、その重要性から中分類程度にわけられる予定である。その他の産業では、従来「運輸その他の公益事業」として集約されていた諸部門新方式では、「電気・ガス・水道業」、「運輸業」および「通信業」に分離され、同様に、「サービス業その他」、「サービス業」と「公務」とに分けて推計されることになる。

また、新しい方式では、「住宅所有」という部門が他産業とならんでかかげられるが、これは、自己所有住宅の使用から発生する所得(帰属地代家賃)を計上するので、旧方式では不動産業に含められていたものであ

産業別県内純生産は、前回も述べたとおり、生産額に所得率を乗じて推計するいわゆる「生産物接近法」を基本としている。旧方式でも、一次産業と二次産業に属する諸部門はこの推計方法で推計されていたが、第三次産業だけは「所得接近法」によつて、つまり分配所得構成項目を産業別に組みかえることによつて推計されていた。もつとも、新方式においても、全面的に生産物接近法が適用されるわけではなく、金融業、公務などの生産物接近法による推計の困難な分野では、旧方式同様に所得からの組みかえによつて推計されることになる

(4) 県民分配所得

「県民分配所得」は、県の居住者が、生産活動に対して、その所有する土地、資本、労働などの生産諸要素を提供することによつて県内外から受取るべき現金および

現物所得の総額であり、前述の県内純生産に県外からの純所得を加算したものに等しい。新方式の「県民所得分配勘定」は、各生産要素あるいは生産要素の統合ともみられる経済主体に分配される所得を、勘定形式で示したもので、その構成は、表章形式の勘定表の「(2)県民所得分配勘定」のとおりである。また、その詳細は、系列表の「(2)県民所得の分配明細表」として示される。

これらの表章形式からも明らかのように、県民分配所得の構成は、従来とはいくらかちがいがあつた。こんど改訂また追加される項目のうち主要なものについて述べると次のとおりである。

<雇用者所得>

これは、従来勤労所得とよばれていたものの呼称が改められたものである。同時に内容のうえでも、いままで推計されていなかった次のような所得——企業の支払う退職一時金や給与住宅差額(社宅などが特別低廉な賃貸料で従業員に提供されている場合の、従業員の支払家賃とその原価との差額)——が追加されることになつた。しかし、その他の点では旧来の内容とあまり変りはない。なお、個人業主所得と個人財産所得には変更はない見込みである。

<法人所得>

従来、法人所得は、法人という組織的経済主体の稼得する所得として、分配所得の一項目をなしていたが、新方式ではこれを分解して「個人配当」、「法人企業から個人への移転」、「法人留保」および「法人税」としてかかげることになつた。このうち個人配当は、個人財産所得の一項目として計上される。こうした取扱いは、県民所得分配勘定は、県民所得の各生産要素への分配をあらわすことを目的とするものであるから、法人所得も、各要素所得に分解して計上されるべきものであるという考え方もとづいている。ただし、法人所得の重要さから欄外に一括して別掲することになつている。なお、個人配当には、法人所得の処分の一部としてのそれと、個人財産の一項目としてのそれとがあるが、両者の間には県際関係が介在するから、当然別個の内容をもち、推計の方法もちがつたものとなる。なお、「法人企業から個人への移転」には、法人企業が個人に対して支出する寄付金および貸倒金が計上される。

法人所得の県別推計には、「事業所主義」と「本社主義」のふたつの立場があり得る。前者は、法人の各事業所をそれぞれの所在県の居住者とみなし、その稼得する所得も事業所の所在県に分割して計上しようとする考え方であり、後者は、各事業所の稼得所得をすべて本社に帰属させて、本社所在県の県民所得として一括して計上しようという考え方である。

従来、法人所得の推計は、いわゆる「分割法人」の考え方に立つ事業所主義によつて行なわれてきた。事業所主義は、生産活動の現物である事業所に重点をおき、一方、本社主義は、資金の調達や経営などの本社の機能をより重視する立場を示すとみられるが、両者のいずれをとるべきかは、理論上および推計方法上それぞれ得失があり、また各都道府県のこれに対する態度もまちまちであるので、決定までには、まだかなりの論議が重ねられるものと思われる。

〈財政の事業所得および財産所得〉

目新しい項目であるが、このうち「財政の事業所得」は、従来「公営事業剰余」として推計されていた項目にあたる。ところで、旧方式の公営事業剰余は、その名が示すように、地方公共団体である県および市町村の公営事業から発生する利潤に限られ、国営事業からの利潤は、国の機関は県の住民とは考えられないという理由で含められていなかったものである。しかし、前記の法人所得の推計が、事業所主義の考え方に立つてなされるということになれば、概念の統一上、国営事業所の利潤も、その所在県に分割して計上するということにならざるを得ない。この点は、次に述べる「財政の財産所得」や、後述の県民総支出の一環としての「財政の財貨サービス購入」についてもあてはまることである。

「財政の財産所得」は、県内にある政府出先機関および県、市町村の財政のうち、前記の官公企業を除いた普通会計および非企業会計の収入となる賃貸料、利子および配当収入を計上するものである。

〈一般政府負債利子・消費者負債利子〉

分配所得の最後の項目「一般政府負債利子」と「消費者負債利子」は、こんど新たに控除項目として計上されることになったものである。これらは、いずれも、一般政府または個人の消費資金としての公債または借入金の利子である。これらの資金は、生産に寄与せず、したがって要素所得を生まないにもかかわらず、個人利子所得には推計上このような利子も入ってくるので、ここで一括して控除するわけである。

(4) 県民総支出

県民所得は、分配された県民所得の最終受領者が、その所得を財貨サービスの購入にふりむける過程で、つまり、所得の最終的支出の面でもは握ることができる。この支出面でもとらえられた県民所得がすなわち「県民支出」である。この県民支出は、県内純生産（生産面）や県民分配所得（分配面）が「要素費用ベース」で評価されるのに対し、通常、間接税込み（経常補除金を控除）の「市場価格ベース」で評価され、資本減耗引当が加え

られた県民総支出として表わされる（前記「(1)県民総生産と総支出勘定」参照）。

県民総支出の構成は、前号にかかげた表章形式の「1 勘定表」の「(1)県民総生産と総支出勘定」の右側に示すとおりである。また、その明細は、「2 系列表」の「(3)県民総支出明細表」としてあらわされ、さらに、県民総支出明細表の構成項目を、それぞれに見合う数値でデフレートすることにより、表章形成の「3 実数県民総支出」が得られる。

県民所得は、前記のとおり、生産面、分配面および支出面の三つの側面でもとらえることができる。従来方式では、これら三面のうち、「県内生産所得」として生産面が、「県民分配所得」として分配面が推計されていたが、支出面については、わずかに県民個人支出として個人の消費支出と貯蓄（投資）がとりあげられていたにすぎなかった。つまり、財政の財貨サービス購入（国債・投資）、法人の投資、県外との財貨サービスの取引（輸出・輸入など）などは、まったく推計の対象にされなかった。これらの、従来推計されていなかった諸項目を加え、県民総支出を全面的には握するようになることは、今回の改訂の主なねらいのひとつである。

以下、県民総支出の各構成項目について、ひとことふれておこう。

〈個人消費支出〉

個人消費支出は、県内に居住する個人が、一定期間内に消費した財貨サービスの取得に対する支出である。この場合の財貨サービスの支出には、現金の支出を伴うものほか、農家等の自家用に供される食料、燃料ならぬが、労働者が現物給与として受取った食料や医療現物給付、衛隊給養費、学校給食費さらに自己所有家屋や金融機関が提供するサービス（帰属賃貸料および金融機関のサービス）の評価額が含まれる。

「個人消費支出」は、表章形式に示したように、個人消費支出と民間非営利団体の消費支出とからなる。この「民間非営利団体」とは、家計にサービスを愛用する労働組合、政治・宗教・社会福祉団体などのことを指す。つまり、新方式では、これらの団体も「個人消費支出」で取扱い、それらの団体の耐久消費財の購入を個人消費費用を個人消費支出に含めるわけである。

なお、新方式では、参考として「家計外消費支出」を欄外に示すことになっている。家計外消費支出とは、企業の接待費、交際費、福利厚生費などを言うが、これは、企業の経費と個人の所得（したがって個人消費支出）とに分割されるべきものであるが、区別の正確にすることが困難なため、参考として別掲するものになったのである。この中には、家計簿を任意に記入する個人のいわゆるヘソクリ消費も加算すべきものとされている。

〈県内民間総資本形成〉

「県内民間資本形成」とは、県における個人と民間企業（企業にサービスを提供する民間非営利団体を含む）による生産と移入との合計のうち、推計の対象となる期に消費または移出されなくて、資本財のストックに付加分として留保されたものであり、資本減耗引を含むと定義されている。

具体的には、固定資本形成および在庫品増加としてとられるが、このうち固定資本形成は、1品目1件に1万円以上（39年以降は3万円以上）の有形固定資産の取得と、耐用年数の延長等の価値増大をもたらす修繕、補修、代替資産の新設・改良が計上される。また、在庫品増加は、在庫関係項目（棚卸資産）の期間残高と前期末の差額として求められる。

推計にあたっては、総固定資本形成は、「住宅」、「住宅以外の建設」および「生産者耐久施設」に分類され、在庫品増加は、「原材料・貯蔵品」、「仕掛品」および「製品・商品」の三つに分けられる。

県内民間総資本形成の推計のためには、法人企業統計と企業統計等を実施する必要がある。このうち、本県では法人企業統計はすでに実施しているが、これらの企業統計の実施または充実、あとで述べる「経經常県民所得」のうちの移出入額の推計のための物資流通調査とともに、推計資料整備の最大の眼目となっている。

〈財政の財貨サービス購入〉

県民所得勘定における財政とは、県という行政地域内における国、県および市町村の一般行政機関（一般会計と準企業会計）と官公企業（企業会計）を指し、県経済におけるひとつの経済主体として財貨サービスの購入等支出行為と租税収入等の収入行為を行なうものとみなす。

「財政の財貨サービス購入」は、経常購入と資本形成に分けられる。経常購入には、財政のうち一般行政機関（非企業部門）の経常支出が計上される。これは、歳入額から会計間重複や補助金、出投資、移転支出等の財貨サービスの購入とみられない支出を控除し、さらに資本形成額を差引いて求められる。資本形成は、非企業部門の建設関係の支出（普通建設事業費、失業対策事業費、維持補修費および災害復旧事業費）と企業部門の有形固定資産の増加額（設備投資）および在庫品増加（在庫投資）とからなる。なお、有形固定資産の増加額はしばしば述べているように、当該期間の減価償却費を含む総固定資本形成としてかけられる。

〈経經常県外余剰〉

経經常県外余剰は、表章形式の「1勘定表」の「(6)県外

勘定」にかかげられ諸項目のうち、受取側(左側)の「移出と県外からの所得」から支払側(右側)の移入と県外への所得を控除することによって求められる。なお移出と移入には、それぞれ輸出と輸入が含まれる。

移出入は、商品ばかりでなく、貨物運賃、保険料、港湾経費などの非要素サービスの対価の受払と非居住者の県外消費および居住者(県民)の県外消費を含む。県外への所得の受払は、投資収益とその他の要素所得の受取と支払からなる。

経常県外余剰にはあらわれないが、勘定表の「県外勘定」には、いまあげた項目のほかに、個人および財政が県外の住民または国(中央政府)に対しておこなう移転取引(送金、贈与またはこれらの受取り)がある。これらを含むいわゆる「県際取引」は、資料の制約から推計のもつとも困難な分野である。したがって、当面は、ウェイトの大きな取引あるいは基礎資料の入手の比較的容易な項目から手をつけ、漸進的に推計を充実してゆくほかはないと思われる。

〈実質県民総支出〉

最後に、実質県民総支出は、いままで述べてきた県民総支出の各構成項目を、それぞれに見合う物価指数でデフレートすることによって求められる。総括勘定の項で述べたように、県民総支出は、結局県民総生産に等しいという関係にあるから、実質県民総支出すなわち実質県民総生産として、県民経済の大きさを、基準時点の価格で評価し直したものとなる。こうして、実質県民総生産は、県民経済の大きさとその成長を物価上昇分を調整した実質額で表示するものとして重要である。

